

遠軽町秋まつり手づくり出店事業

出店者の手引き（町内）

遠軽町は、平成5年から暴力団あるいはその関係者を排除した手づくり出店による秋まつりを実施しています。このため、出店の申請をされた方が暴力団関係者ではないことを関係機関で審査した上で出店の許可を行っています。出店を希望される方は、この点をご了承いただき、また次の事項をご理解の上、申請してください。

1 秋まつり手づくり出店事業の概要

- (1) 実施日時 令和8年9月17日（木） 15：00から21：00まで
令和8年9月18日（金） 10：00から21：00まで
- (2) 実施会場 遠軽町公設グラウンド（遠軽町西町1丁目）

2 出店者の資格及び出店条件

- (1) 出店者
- ・町内居住者で、出店者本人及び従業者が暴力団員またはそれに類する者、もしくは関係者でないこと。
- (2) 従事者（従業員）
- ・申請書に記載した者のみ従事を許可する。（それ以外の者を店内に入れ従事させないこと）
 - ・小学生、中学生、高校生のアルバイト雇用は厳禁とする。
- (3) 関係者全員（申請者及び同一の生計にある家族全員、従事者）
- ・暴力団員またはそれに類する者と認められた場合
 - ・暴力団員またはそれに類する者に経営等が支配され、もしくは深い関与があると認められた場合
 - ・暴力団員またはそれに類する者と同一生計にあると認められた場合

お祭り期間中、主催者や遠軽警察署、消防署により申請条件に合致しているか否か、適宜立入検査を行います。虚偽の申請、許可条件の違反が認められ、主催者等の指示に従わない場合は、即刻退去を命じ、次年度以降の出店を許可しないことがありますのでご了承ください。

3 出店の概要

(1) 区画

- ・ 1区画は、間口4m×奥行3mで、対面との通路幅は5mです。
- ・ 2区画以上の申請も受け付けますが、全区画数に限りがありますので、超過した場合は事務局で抽選し出店を許可します。

(2) 出店業種

- ・ 申請書に記載した業種以外は、いかなる理由があっても変更は認めません。
- ・ 紋別保健所の臨時営業許可が必要な方は、保健所での手続を各自済ませてください。

(3) 営業

- ・ 商品の価格は必ず店頭に掲示し、来場者が分かりやすいよう留意してください。
- ・ まぎらわしい宣伝や言動等、他人に迷惑をかけないようにすること。
- ・ 店内外の清掃を随時行って、常に清潔な状態を保つこと。
- ・ 食用油等が出る物を販売する出店者は、地面に段ボールを敷くなどして、グラウンドを汚損しないよう注意すること。

(4) 電気使用

- ・ 各区画にソケットを用意します。ソケットに付ける差込プラグ器具は、各自で用意してください。
- ・ 店内の電球・配線等は、出店者の負担でご用意ください。
- ・ 使用電力が大きい電気調理器具、保温器具等を使用できるよう、町内出店者専用の発電機を用意しています。使用者からは、一律の負担金を徴収します。

(5) 火気使用

- ・ ガスコンロ、グリドル、ホットプレートなどの火気器具を使用する場合は、消防法の規定により条例で消火器の準備が義務付けられています。
- ・ プロパンガスの使用について、ホースの接続部はバンド等で確実に締めつけ、ガス漏れのないよう十分注意すること。また、燃料器具の周辺は可燃物等への引火を防止するための安全措置をとり、使用後は必ず元栓を閉めるなど、事故防止に努めること。
- ・ 危険性のある燃料（灯油、軽油）等の使用について、灯油等を貯蔵して取り扱う場合には、密封できる容器に小分けして安全な場所に保管するなど、十分な安全対策をとり、給油する時は使用器具の消火を確実にした後に行うこと。また、発電機の使用以外でガソリンを貯蔵及び使用することは許可しません。

(6) ごみ処理

- ・ 店舗から出たごみは、「燃やすごみ」「燃やさないごみ」に分別して袋や段ボールなどでまとめてから所定の集積所に出してください。

- ・会場内の「ごみ分別回収コーナー」は来場者用のため、利用を禁止します。
- ・食用廃油及び木炭の灰は、各自で持ち帰ってください。

(7) 駐車場

- ・駐車場は、町内出店者専用の駐車スペースを用意します。一般駐車場、町外出店者、関係者駐車場には駐車しないでください。
- ・駐車場内での車両の事故について、本部では原則として事故対応はいたしませんのでご承知おきください。

(8) 水道・トイレ

- ・水道施設（洗い場）を駐車場横に1か所設置します。生ごみや目地が詰まるようなものは捨てないでください。また、水を出しっぱなしにするような行為は厳に慎んでください。
- ・トイレは、公設グラウンドに設置してある公衆トイレ「さわやかトイレ」を使用してください。（まつり期間中は24時間使用可）。

(9) 貸出物品〔露店のみ〕

- ・露店出店者で希望する方にはテント、机、イスを貸し出します。テントは1張ごとに清掃料をいただきますが、机及びイスは無料とします。

(10) その他

- ・会場内（町内出店者と町外出店者の間）に飲食スペースを設置する予定です。
- ・この手引きに記載のない事項は、当協議会事務局の指示に従っていただきます。

4 出店申請について

(1) 提出書類

次の書類を期限までに事務局に提出してください。

- ①露店出店申請書又はキッチンカー出店申請書
- ②業務従事者名簿
- ③従業者全員の公的証明書類（運転免許証、マイナンバーカードなど顔写真が付いているもの）のコピー ※マイナンバーカードの場合はマイナンバーが見えないようにコピーしてください。

(2) 出店料

- ・出店料は次のとおりです。町内出店者の打合せ時にお支払いいただきます。

《露店》

- ・区 画 料 金 1区画あたり10,000円（電気・水道・ごみ処理料込）
- ・電気器具使用 [利用希望者のみ] 電気器具使用者一律3,000円
- ・テント清掃 [利用希望者のみ] 貸出テント1張につき1,000円

《キッチンカー》

- ・区 画 料 金 1区画あたり10,000円（電気・水道・ごみ処理料込）
- ・電気器具使用 [利用希望者のみ] 電気器具使用者一律3,000円

(3) 申請期限

令和8年8月12日（水）17：00まで（期限厳守）

(4) 提出先

〒099-0492 紋別郡遠軽町1条通北3丁目1-1 遠軽町役場内
遠軽町安全安心まちづくり協議会事務局

5 出店受付・店舗設営など

(1) 受付時間 9月17日（木）11：00から受付を開始します。

(2) 受付場所 本部テント（場所が変更となる可能性があります）

(3) 受付及び店舗設営

- ・受付時に、出店許可証、区画配置図をお渡しします。指定された区画を確認した上で、店舗の設営等を開始し、14：45までに完了してください。
- ・出店準備中、会場内通路を車両や資材等でふさぐなど、他の出店者の車両出入等を阻害しないよう注意すること。
- ・出店許可証は店舗前の見やすい箇所に必ず掲示してください。（営業開始後、警察署等による巡回確認を行います）
- ・来場者から開始時間前に販売を求められた場合、準備ができていれば両日とも開始時間30分前からであれば販売を許容します。ただし、出店者側からの呼び込み等は禁じますのでご注意ください。

(4) 開催期間中の注意事項

- ・秋まつり開催期間中は会場内への車両の乗り入れを禁止します。禁止時間中に行うべきでない事情などで乗り入れが必要な場合は、本部にご相談ください。

[車両乗り入れ禁止時間]

9月17日（木）14：45～21：00

18日（金）9：45～21：00

- ・本部では、出店者の貴重品、物品の預かりは行いません。各自、事故等のないよう保管してください。

6 露店の撤収、現状復旧など

(1) 露店の撤収

- ・露店の撤収作業は、9月18日20：00から開始可とします。設備の搬入や撤去に際しては、自他ともに事故のないよう十分注意してください。

- ・車両の乗り入れ禁止時間は変わりませんので、会場内への車両の乗り入れは上記のとおり 21 : 00 以降としてください。
- ・露店出店者の貸出物品の返却は、18 日の営業終了後、22 : 00 を目途に返却してください。翌 19 日に返却する場合は、18 日の営業終了後、速やかに運営本部まで連絡してください。

(2) 区画の現状復旧

- ・使用区画は、9 月 19 日の 12 : 00 までに原状に復してください。この時刻以降、電源の撤去作業を開始しますので、電気は使えなくなります。指定時刻までに終わらない場合は、必ず事前に連絡をしてください。
- ・区画が原状回復となっているかどうか職員が巡回し、不適當な状態であるときは、代表者に連絡し対処してもらいますのでご了承ください。

遠軽町安全安心まちづくり協議会事務局（遠軽町役場住民生活課）

TEL 0158-42-4812

FAX 0158-42-3688